

総合特別区域基本方針の一部変更について(平成28年12月2日閣議決定)

1. 規制の特例措置の拡充

「特定伝統料理海外普及事業」について、在留期間の延長等を行う。

特定伝統料理海外普及事業

京都市地域活性化総合特区(京都市、京都府)

【現行の特例措置の概要】

特定伝統料理(京料理)の海外普及のため、対象外国人が新たに特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするよう、在留資格の特例を設ける。

【変更内容】

特定伝統料理を修得するために日本に在留できる期間を**2年以内から5年以内**に延長する等。

2. その他(表現の軽微な修正・全国展開等)

医薬品等に関する輸出入手続きの電子化実証実験事業

関西イノベーション国際戦略総合特区(大阪府等)

輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)が全国的に稼働し実証実験期間が終了したことに伴い、別表1から**削除**。

回送運行効率化事業

表現の軽微な修正。

ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区(岡山県)

過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業

表現の軽微な修正。

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域
コミュニティ創造特区(新潟県長岡市)

既存不適格超高層建築物への建築基準法の遡及適用の緩和

アジアヘッドクォーター特区(東京都)

一定の耐震性を有する超高層建築物について、増改築部分が既存部分と構造上分離されている場合には、既存部分に現行の構造基準を適用することなく増改築することを可能とした。(全国で実施)